

奈良市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 7 年 7 月 2 日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	道	端	孝治
同	中	西	吉日出

奈 監 第 29 号
令和 7 年 7 月 2 日

奈 良 市 長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 森岡 弘之 様
奈良市教育長 北谷 雅人 様

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	道	端	孝治
同	中	西	吉日出

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は令和 6 年度の財務に関する事務の執行について実施したため、監査対象は旧組織名で表記しています。

1 監査対象

市民部 文化振興課 スポーツ振興課 東部出張所 北部出張所
(消防局) 予防課 救急課
(教育委員会)
教育部 教職員課 地域教育課 教育DX推進課 保健給食課
中央図書館（西部図書館、北部図書館を含む。）

2 監査期間

令和 7 年 4 月 15 日から同年 6 月 30 日まで

3 監査方法

令和6年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和6年2月末日現在の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、一部の課において監査結果を出せなかった案件があるため継続監査としている。

市民部

文化振興課

【指摘】

所管施設の敷地内に設置されている電話柱について、設置者から行政財産使用許可の申請がなく、使用許可及び使用料の徴収を行っていなかったことが設置者からの申出により判明した。そのため、過去に遡って行政財産使用料相当額及び法定利息を請求したが、一部期間の算入漏れがあり、本来よりも少ない金額となっていた。また、当該期間を含む消滅時効成立分について、相手方からの時効の援用により不納欠損処分を行っていたが、請求と同様の誤りにより不納欠損額が本来よりも少ない金額となっていた。

本来得られるはずの使用料が収入できなくなることを防ぐよう、今後においては、行政財産について目的外使用の状況を適切に把握し、使用料を確実に徴収されたい。また、額の算定に際しては誤りがないよう適正に事務処理を行われたい。

スポーツ振興課

【指摘】

職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員2人の市外旅費について、支給が行われていなかった。

旅費については、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）第3条第1項に、職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給すると規定されている。

出張を行った職員は漏れなく旅費の請求を行い、支給を受けられたい。また、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支給状況の確

認を行うなど、支給漏れのないよう徹底されたい。

【意見】

屋内スポーツイベントの開催委託において、台風接近に伴いイベントが中止となったため、受注者と協議を行った結果、契約変更を行い、中止決定までに要した企画制作費や人件費等の経費等として受注者に委託料を支払っていたが、このことについて、所管課では協議に関する記録を作成しておらず、経費に係る領収書等の確認もしていなかった。また、契約変更は課長決裁で行われていた。

協議に関する記録については後日の説明責任を果たすため漏れなく作成するとともに、今回はイベント中止に伴う契約変更という異例なケースに当たるので、意思決定にあつては上位者の決裁を受けられたい。また、実際に要した経費等のみを支払対象とするのであれば当該経費について、証憑書類（原本）との突合を行い、項目や金額の妥当性を確認されたい。あわせて、所管課においては屋外イベントの開催もあり、今後も天候不良等によりイベントが中止となることも想定されることから、今回と同様の事態があった際に円滑に対応できるよう、想定できる事項に関する条項をあらかじめ契約書に盛り込むことを検討されたい。

【意見】

奈良市スポーツ協会運営補助金の収支に関する書類を査閲したところ、協会加盟団体に加盟団体育成費（1 団体当たり 45,000 円）を支出している一方、加盟団体から加盟金（1 団体当たり 35,000 円）を徴収していた。

このことは、補助対象経費である育成費が加盟団体を通じて加盟金として収入されることにより、補助金が結果として補助対象外経費に充当される可能性のある不明瞭な会計処理となっている。また、所管課では、間接補助先である各加盟団体の収支等を把握していなかった。

このような状況では補助金が公益に資するために使われたかどうかを確認することができないことから、疑念を抱かれることのないよう、育成費について内容を精査し公益性の有無を検証した上で補助対象経費とすべきかどうかを適切に判断されたい。

【意見】

指定管理者が管理している体育施設における、使用不能による体育施設使用料の還付について、所管課は使用不能となった理由等が適切であるかの確認を行っていなかった。

体育施設の使用承認、承認変更、使用料の徴収については指定管理者の権限であるが、既納の使用料の還付については奈良市体育施設条例（昭和 60 年奈良市条例第 24 号）第 7 条及び奈良市体育施設条例施行規則（平成 20 年奈良市規則第 9

号) 第 11 条の規定のとおり、市の権限で行うことになるため、所管課において還付の適否を適切に判断する必要がある。

使用不能理由等を確認した上で適切に還付手続を行われたい。

北部出張所

【指摘】

長期継続契約で締結されている奈良市北部会館市民文化ホール空調設備賃貸借契約において、予算額(12 か月分)が 1,000 万円以上である、月額の手定価格を課長職の所管所長が決定していた。

手定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領(平成 23 年 9 月 1 日施行)第 3 条第 2 号に、1 件の見積金額が 1,000 万円以上の契約における手定価格の決定者は次長職以上と規定されており、長期継続契約の場合 1 件の見積金額は、月額の手定価格ではなく、12 か月分の予算額に読み替えて運用されていることから、本件手定価格の決定者は次長職以上となる。

なお、このことについては、令和 4 年度第 3 回定期監査(令和 5 年 3 月 31 日告示)においても、別の契約で同様の指摘をしており、本件契約は当該指摘後に実施されたものであった。定期監査の指摘事項については、指摘されたことについて単に措置を講じれば良いというのではなく、他の事例についても同様のことが起こらないようにしなければならない。

繰り返し同様のことが起こらないよう、同事務取扱要領に基づき、適正な契約事務を行われたい。

(消防局)

予防課

【指摘】

備品台帳に登録されている備品について、所管課内で保管されているカメラの台数が備品台帳の登録台数よりも少なかった。また、文化財保護訓練用の仏像と購入時に無償で 1 体多く提供された着ぐるみが備品台帳に登録されていなかった。

所管課によると、カメラについては、故障により廃棄した際の台帳からの削除漏れなどがあり、また、着ぐるみについては、無償提供のため備品登録不要と誤認していたとのことであった。仏像については、経緯が不明とのことであった。

一定額以上の物品については、購入、寄附等の取得理由のいかんにかかわらず市の財産として備品管理する必要がある。

備品について、廃棄あるいは無償提供を受ける際には漏れなく備品台帳を更新した上で、現物との突合を定期的に行い、適正に管理されたい。

【意見】

女性防災クラブ活動助成金に係る資料を査閲したところ、複数の団体において飲食費と考えられる経費が支出されていた。また、詳細な活動報告が各団体に返却されていることもあり、例えば視察研修費について、その研修の目的や参加人数、学習内容、支出の内訳等が判然としないものが複数見受けられた。

奈良市女性防災クラブ等活動助成金交付要領（平成 23 年 4 月 1 日施行）には「交付対象経費は、交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費、予備費、備品購入費等、交付対象事業の執行とは直接関係のない団体運営に係る一般管理的な費用を除く、交付対象事業の執行に直接必要な経費とする。」とあることから、前述の飲食や視察研修に係る経費については、要領で規定する飲食費や親睦会費等に当たらないかについて厳密に審査する必要がある。また、当該審査をより適切に行うため、例えば飲食費等について、社会通念上認められるケースと認められないケースを明確に区分するなど基準の整備も必要と考える。

審査結果やその根拠を説明できるよう審査資料を適切に保管するとともに審査基準を明確化し、もって交付要領に基づく審査を厳密に実施できるよう努められたい。

(教育委員会)

教育部

地域教育課

【意見】

公民館分館における指定管理料の収支決算書において、研修旅行補助、退任御礼、他団体への助成金等の経費が指定管理業務に要した経費として計上されていた。

このことについて、所管課では詳細な内容を把握しておらず、指定管理料が指定管理業務に適切に執行されているか、また、施設を管理運営する上で必要な経費であったかの判断をするには不十分な状況であった。

指定管理料はあくまでも、指定管理施設である公民館分館の管理運営及び教育、文化等に関する各種の事業実施のための費用に充てられるものであるため、使途として適切であるかの確認を行った上で、適時適切に指定管理者を指導されたい。

【意見】

所管課が交付している補助金における決算内容の精査状況について、補助対象者から決算報告書の提出を受けてはいるものの、その妥当性を確認するための領収書等の証憑書類との突合までは行っていなかった。また、精算条項付きの委託においても同様の状況であった。

このような状況では、補助金等が確実に執行されたのか判断できないと考える。

補助対象者等から提出される決算内容の精査においては、経費の架空計上や目的外使用等の不正といったリスクへの対策及び決算内容の真正性の確保を図る観点から、証憑書類（原本）との突合を行われたい。その上で、補助金等が適正に執行されたかどうかの審査を行われたい。

なお、対象団体数が多い、また、対象費目が多岐に渡ることにより全件確認することが現実的でない場合はサンプリングでも良いので、けん制が働くよう効率的かつ効果的に確認されたい。

【意見】

学童保育一時預かり利用料における未収債権（私債権）について、長期間催告等が行われていなかった。

当該債権は、平成 16 年に発生した児童に関わる重大事件を受け、児童の安全確保を最優先に捉え、バンビーホームで一時的に預かったことに対する利用料に係る未収債権である。

当該債権は比較的少額であり、また、消滅時効の時効期間が既に経過していると考えられることから、今後も債権として管理し続ける必要があるか適切に判断されたい。

教育DX推進課

【指摘】

長期継続契約で締結されている学校・保護者連絡網システムの利用契約において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条件を付すことが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

保健給食課

【指摘】

学校保健体育費で執行しているレターパックの切手類受払簿と現物を実査したところ、受払簿の残高よりも現物の枚数の方が少なかった。また、所属長による月締め確認も行われていなかった。

これは、レターパックが切手同様の現金等価物であるということへの所管課の意識が低かったことに起因するものと考ええる。

現金等価物は内部統制上のリスクがあることを十分に理解した上で、使用の都度受払簿にその事実を確実に記載するとともに、毎月所属長の確認を受け、適正

に管理されたい。

【意見】

学校給食徴収金等システム導入委託について、令和6年11月29日に公告された一般競争入札実施要項に、入札に付する事項の契約期間として、「契約締結日から令和7年3月31日。本業務の実際の委託期間満了日は、令和7年9月30日を予定している。ただし会計年度を超えることとなるため、予算の繰越手続が必要となる。予算の繰越手続には議会承認が必要なことから、現時点では上記の委託期間とし、議会承認後に受注者と変更契約を締結する。」との条件が付されていた。

このような入札方法は、単年度予算主義の原則の趣旨にそぐわないことに加え、万一議会承認が得られなかった場合、変更契約が締結できないことになるため、実施予定業務の停滞を招き、契約手続の手戻りによる事務負担増や既に実施した業務に係る経費相当額について、項目ごとの支払可否の判断や支払額の確定に不測の時間を要する可能性も想定されるなど多くのリスクを内包しており、適切な方法ではないと考える。

これらのことから、単年度予算どおり会計年度末までに委託が完了できるよう早期に着手する必要性は言うまでもなく、着手が遅れるなど発注段階で委託期間満了日が会計年度を超えることがあらかじめ想定される場合においては、会計原則に従って予算を補正し債務負担行為を設定するなど、議会承認を前提とする入札条件を安易に付することのないよう留意されたい。

中央図書館（西部図書館、北部図書館を含む。）

【指摘】

マイナンバーカード対応の図書受取ロッカー、監視カメラ等の調達について、当該物品を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づく随意契約で購入していたが、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第47条第1号に規定されている契約課長の承認手続を得ていなかった。

契約課長の承認を得ずに契約事務を進めることは、所管課において直接購入することができない物品について、特定の業者から随意契約で購入してしまうリスクがある。

物品の購入を行う際には、同規則に基づき適正に契約手続を行われたい。

【指摘】

長期継続契約で締結されている図書受取ロッカー等一式保守業務委託において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約

を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条件を付すことが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

【意見】

北部図書館及び電子図書館に係る木津川市負担金については、「木津川市民の北部図書館利用に関する覚書」に基づいて算定されているが、算定過程におけるいくつかの項目について覚書どおりとは言い難い計算方法が採用されていた。また、転記ミスと考えられる数値も見受けられた。

このような手続が行われたことについては、覚書の解釈が複数可能であることも原因の一端であったと考えられるため、覚書の規定を見直した上で、全ての項目において統一された方法で誤りのない算定を行われたい。

【複数課にわたる共通意見】

国、県からの補助金等について、調定処理が補助金等の確定通知後に行われている事例が複数課で散見された。

歳入の調定期期としては、奈良市会計規則第 11 条第 1 項に、納入すべき金額等を確認したときに調定する旨が規定されており、国、県からの補助金等においては、地方財務実務提要によると、交付決定通知があったときとされている。また、現状の調定方法では、請求漏れや請求誤りがあった場合、早期に気が付かないリスクがある。

これらのことから、国、県からの補助金等については、交付決定通知日に調定処理を行うよう改められたい。

【複数課にわたる共通意見】

設計業務委託及び工事委託について、本来技術職員が行う必要がある設計、業務管理及び履行確認を事務職員が行っている事例が複数課で見受けられた。中には、設計書の設計者欄に押印がない事例もあった。所管課によると、課に技術職員が配置されていないため、事務職員が他課の技術職員の協力を受けながら当該事務を行ったとのことであった。

また、本来工事請負費として発注すべき業務を、委託料（工事委託）として発注している事例もあった。所管課によると、課に技術職員が配置されていないため、検収等に技術職員が必要な工事として発注できず、やむなく事務職員でも検収等を行える委託の形式を採ったとのことであった。

技術的専門性の高い業務について、事務職員が中心的役割を担うことは、業務が確実に履行されているかの確認が形式的なものに留まり、また、関係課間における責任の所在が曖昧となることから、業務管理及び履行確認を適切に行うことができ

なくなるおそれがあると考える。また、工事を工事委託で執行することについては履行確認上の問題が更にある。工事の場合、完了検査に客観性を持たせる必要性から監督員以外の別の技術職員が検査を行うことになっており、一定額以上の契約については検査担当部局の検査を受ける必要がある。しかし、工事委託にはそのような定めがないことから自前での検査となり適切に履行確認できないおそれがあると考える。

これらのことは今回の監査対象部局に限ったことではなく、施設所管課に共通して起こり得ることであり、全庁的な課題であるとも言える。

以上のことから、技術職員が必要な業務委託等については、技術職員が配置されている部署で実施するなど、業務管理及び履行確認が適切に行われる体制を整えられたい。